

退職金規定

退職金規程

第1条(適用範囲)

1. この規程は、就業規則の規程に基づき社員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。
3. 役員、パートタイマー、嘱託など就業形態が特殊な者は適用しない。

第2条(退職金の支給要件)

1. 退職金は満5年以上勤務した社員が以下の(1)～(7)に該当する事由により退職した場合に支給する。
 - (1) 定年により退職したとき
 - (2) 在職中に死亡したとき
 - (3) 会社の都合により退職したとき
 - (4) 私傷病により休職期間が満了したとき、または休職期間中に退職を申し出て退職したとき
 - (5) 前号のほか休職期間が満了し退職したとき
 - (6) 私傷病により業務に耐えられないと会社が認めた場合の退職のとき
 - (7) 自己の都合により退職したとき
2. この規程において会社都合退職とは第2条-1(1)から(3)までをいう。
3. この規程において自己都合退職とは第2条-1(4)から(7)までをいう。

第3条(基本退職金)

基本退職金とは、退職理由が会社都合の場合には別表の甲欄に定める基本退職金支給額とする。

自己都合の場合には別表の乙欄に定める基本退職金支給額とする。

第4条(計算期間)

1. 計算の対象となる勤続年数は、入社日から起算し、退職の日までとする。
2. 試用期間及び就業規則に定める休職期間及び年次有給休暇については通算しない。

第5条(特別功労金)

在職中、特に功労があったと認められる社員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。

支給額は、その都度その功労の程度を勘案して支給する。

第6条(算出金額の端数処理)

この規程による退職金の算出金額に10000円未満の端数を生じたときは、これを10000円に切り上げる。

第7条(控除)

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第8条(支払の時期および方法)

退職金は、退職または解雇の日から40日以内に通貨で支給対象者に全額を支払う。

ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出し小切手などの方法により支払う。

第9条(遺族の範囲および順位)

本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定める通りとする。

第10条(退職金の不支給)

1 以下の各号の(1)―(2)に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第3条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。

(1) 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者

(2) 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

2 退職金の支給後に前項1-(2)に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該社員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第11条(社外業務に従事した場合の併給の調整)

出向等社命により社員が社外業務に従事し、他社より退職金に相当する給付を受けた場合には、その者の退職金は、この規程により算定された退職金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

第12条(外部積立による退職金の支給)

会社が中小企業退職金共済制度など外部機関において積み立てを行っている場合の当該外部機関から支給される退職金は会社が直接本人に支給したものとみなす。

第4条に規定する算定方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第13条(改定)

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により会社が再検討を必要とした時は、支給条件・支給水準を見直すこととする。

付 則

2010年9月1日 施行(就業規則から分離)



退職金支給計算表(甲)

甲	加算1000			
勤続年数	稼動日数	支給率	支給額	功労金
5	2200	5	55000	0
6	2440	5	73200	
7	2680	5	93800	
8	2920	5	116800	
9	3160	5	142200	
10	3400	5	170000	
11	3640	5	200200	
12	3880	5	232800	
13	4120	5	267800	
14	4360	5	305200	
15	4600	5	345000	
16	4840	5	387200	
17	5080	5	431800	
18	5320	5	478800	
19	5560	5	528200	
20	5800	5	580000	
21	6040	5	634200	
22	6280	5	690800	
23	6520	5	749800	
24	6760	5	811200	
25	7000	5	875000	

以下同じ

退職金支給計算表(乙)

乙	加算500			
勤続年数	稼動日数	支給率	支給額	功労金
5	1700	2	17000	0
6	1940	2	23280	
7	2180	2	30520	
8	2420	2	38720	
9	2660	2	47880	
10	2900	2	58000	
11	3140	2	69080	
12	3380	2	81120	
13	3620	2	94120	
14	3860	2	108080	
15	4100	2	123000	
16	4340	2	138880	
17	4580	2	155720	
18	4820	2	173520	
19	5060	2	192280	
20	5300	2	212000	
21	5540	2	232680	
22	5780	2	254320	
23	6020	2	276920	
24	6260	2	300480	
25	6500	2	325000	

以下同じ

退職金支給計算表(甲)

甲	加算1000			
勤続年数	稼働日数	支給率	支給額	功労金
26	7240	5	941200	0
27	7480	5	1009800	
28	7720	5	1080800	
29	7960	5	1154200	
30	8200	5	1230000	
31	8440	5	1308200	
32	8680	5	1388800	
33	8920	5	1471800	
34	9160	5	1557200	
35	9400	5	1645000	
36	9640	5	1735200	
37	9880	5	1827800	
38	10120	5	1922800	
39	10360	5	2020200	
40	10600	5	2120000	
41	10840	5	2222200	
42	11080	5	2326800	
43	11320	5	2433800	
44	11560	5	2543200	
45	11800	5	2655000	
46	12040	5	2769200	

以下同じ

退職金支給計算表(乙)

乙	加算500			
勤続年数	稼働日数	支給率	支給額	功労金
26	7240	2	376480	0
27	7480	2	403920	
28	7720	2	432320	
29	7960	2	461680	
30	8200	2	492000	
31	8440	2	523280	
32	8680	2	555520	
33	8920	2	588720	
34	9160	2	622880	
35	9400	2	658000	
36	9640	2	694080	
37	9880	2	731120	
38	10120	2	769120	
39	10360	2	808080	
40	10600	2	848000	
41	10840	2	888880	
42	11080	2	930720	
43	11320	2	973520	
44	11560	2	1017280	
45	11800	2	1062000	
46	12040	2	1107680	

以下同じ